

**北川原公園ごみ搬入路  
違法性解消に向けた検討会  
第4回**

**令和6年2月18日（日）**

# 本日の次第

## 1. 開会

### 2 (1) 本日の検討会について

#### (2) 1/28意見交換会開催延期について

#### (3) 周辺4自治会代表の意見について

#### (4) 公園内での搬入路整備の経緯について

#### (5) 今後の検討事項について

## 3. 議事

### (1) 浅川、多摩川ルートについて

### (2) 方策の選定について

## 4. 周辺自治会や周辺住民との関わり方について

## 5. その他

## 6. 閉会

## 2-(1) 本日の検討会について

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 14:00                | 1 開会  |
| 14:00 ~ 14:20 ( 20分) | 2 (1) 本日の検討会について<br>(2) 1/28 意見交換会開催延期について<br>(3) 周辺4自治会代表の意見について<br>(4) 公園内での搬入路整備の経緯について<br>(5) 今後の検討事項について |
| 14:20 ~ 14:40 ( 20分) | 3 (1) 浅川、多摩川ルートについて   |
| 14:40 ~ 15:40 ( 45分) | (2) 方策の選定について   |
| 15:40 ~ 15:55 ( 30分) | 4 周辺自治会や周辺住民との関わり方について  |
| 15:55 ~ 16:00 ( 5分)  | 5 その他   |
| 16:00                | 6 閉会  |

## 2-(2) 1/28 意見交換会開催延期について

### 第3回検討会開催後からの経緯

第3回検討会(2023年12月9日)開催後、

周辺住民との意見交換会開催内容及び第1回～第3回の議論の内容を  
記載した開催案内のチラシを作成

検討会委員に事前にチラシの案を確認いただいた上で  
周辺地域に配布する前に、市から公園近隣の4自治会※代表への  
事前説明を開催(2023年12月26日)

※新石自治会、下田自治会、下田住宅自治会、万願寺自治会

開催案内のチラシを提示し説明を行ったが、  
これまで周辺4自治会の意見を言える場がなく、  
検討会が進められていることに強い不信感、不快感が示された

- ・市の中で協議し、会長・副会長にご了解いただき、周辺地域との意見交換会の開催を見送りとした
- ・2024年1月28日(当初 意見交換会開催予定日)は、まずは検討会委員が周辺4自治会代表から直接、地元の意向を確認することが必要であると判断し、意見を伺う場に変更し地元の意見を確認した

## 2-(3) 周辺4自治会代表の意見について

### 事前説明(12/26)及び検討会委員の意見伺いの場(1/28)でのご意見

#### 【検討会に対する意見】（要旨）

- ・これまで地元は検討会内で意見を言うことができず、地元の意見を検討会委員が知らないことが問題だ
- ・まずは、検討会メンバーと周辺4自治会と意見交換をした方が良い

#### 【これまでの経緯】（要旨）

- ・新石自治会がごみの広域化の反対運動を起こして、地元に影響がないように煙突を高くすることや収集車が地域を通行しないように市と交渉したのが、公園内に搬入路を整備したきっかけだ
- ・いろいろな反対意見を聞きながら、今の案（公園内の搬入路設置）で市や周辺地域とやりとりし地元へ了解を得てきており、それが変更になるのはおかしい
- ・市が都市計画変更しなくても問題ないと主張し手続きしなかったものであり、判決に沿って都市計画の手続きを進めれば良い。

## 2-(3) 周辺4自治会代表の意見について

### 事前説明(12/26)及び検討会委員の意見伺いの場(1/28)でのご意見

#### 【解消策に対する意見】（要旨）

##### <現状維持・都市計画変更>

- ・都市計画変更が本当の地元の意見であり、それ以外なら周辺4自治会は「反対」である。

##### <浅川ルート・多摩川ルート>

- ・浅川ルートや多摩川ルートにしないためにも戦ってきたはずであり、解消策に入れるべきではなく外してほしい。
- ・現在、浅川沿いを収集車が通行するのは、検量棟を取り壊しできないから使わせてほしいと市が言ったからだ。

##### <アンダーパス・エレベーター>

- ・この地域は浸水想定区域であり、アンダーパスやエレベーターの案などは水害のことを考慮すればあり得ず、地元のことを全く考えていない。

##### <費用負担>

- ・お金は、周辺環境を良くするなど違うことに使ってほしい。

##### <その他>

- ・今出ている解消策案はどれも都市計画変更が必要な案ではないか

# 2-(4) 公園内での搬入路整備の経緯について

【市民向け説明会資料の抜粋】

## 3-(2) 公園、搬入路及び周辺の状況



## 3-(2) 公園、搬入路及び周辺の状況

### 北川原緑地と北川原公園

- 浅川水再生センター用地は、昭和36年から北川原緑地として都市計画決定されていた
- 流域下水道施設として都市計画決定するにあたり、北川原緑地は廃止される

⇒ 昭和54年1月

ごみ・し尿・下水処理の迷惑施設の環境改善のため新たに北川原公園として都市計画決定される

⇒ 昭和58年9月より

バイパス上流側用地を市が用地取得開始

※平成18年に用地取得完了

## 2-(4) 公園内での搬入路整備の経緯について

		行政の動き	周辺地域の動き
平成27年	10月	<b>第1回 北川原公園整備に向けた説明会</b> (対象:公園周辺4自治体エリアの住民) 【整備案】 公園内搬入路の整備を提案 ※一般車両の通行も可	
平成27年	11月	<b>新石自治会及びごみ広域化対策委員会より、            「ごみ搬入出路の整備及び北川原公園整備について」の要望書の提出を受ける。</b> 【要望内容】 ・搬入路整備について、浅川堤から多摩川堤へのルート変更	
平成28年	2月	<b>第2回 北川原公園整備に向けた説明会</b> (対象:公園周辺4自治体エリアの住民) 【整備案(修正版)】 ① 公園区域から除外して前提整備を市、将来的には公園として整備する ② クリーンセンター関係車両のみの通行とする ③ クリーンセンター稼働時間以外はゲートを閉める ④ クリーンセンター専用路は国道20号バイパスに近い一都市公園から見えにくくする ⇒専用路について「一定の理解を得た」と市が判断	
平成28年	5月 6月	<b>全2回の北川原公園整備のワークショップ開催</b> 整備内容の詳細を検討 ⇒ 日野市で初めての防災機能を持ちえた公園として整備	
平成28年	6月	<b>第3回 北川原公園整備に向けた説明会</b> (対象:公園周辺4自治体エリアの住民) 2回のワークショップでまとまった北川原公園の整備計画案を提示し説明	
平成29年	3月  11月	<b>北川原公園、専用路等の工事開始</b>  <b>専用路の通行開始</b>	
平成30年	9月	<b>北川原公園 開園</b>	



## 2-(5) 今後の検討事項について

### ●方策の選定について

周辺4自治会代表の意見は

- ・浅川ルート、多摩川ルートは**絶対反対**
- ・解消策としては、**都市計画変更の案を要望**

検討会が提示するの解消策案は、

- ・**都市計画変更案** とともに
- ・**魅力ある地元の理解が得られる案** が考えられる



- (1) 浅川ルート、多摩川ルートの扱いについて
- (2) 都市計画変更案と一緒に提案できる案の検討

### ●地元からの意見の取り入れ方について

### 3-(4) 今後の取り組み

【市民向け説明会資料の抜粋】

#### ② 違法性解消に向けた検討会

##### 【内 容】

研究者や専門家を含めた会議体を設置し、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。

##### 【方 針】

- ① 早期に違法状態の解消を図ること
- ② 行政に対する信頼を回復する
- ③ 新たな住民同士の意見対立、紛争を招かない

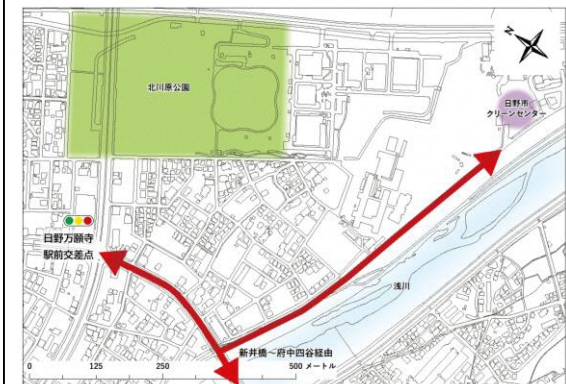
##### 【方 法】

様々な方策を提案、検証し、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図る

# 3-(1) 浅川、多摩川ルートについて

## 既存ルート活用案の扱いについて

①浅川ルートへ変更



②多摩川ルートへ変更



周辺4自治会の意見、過去の経緯等を踏まえて、  
解消策の案及び工事等の迂回ルートから外して検討していくべきでは？

# 3-(2) 方策の選定について

## 前回までの検討会内の議論について

20号バイパスから直接搬入

公園内に搬入路残置

④-1 片側バッカー車エレベーター設置



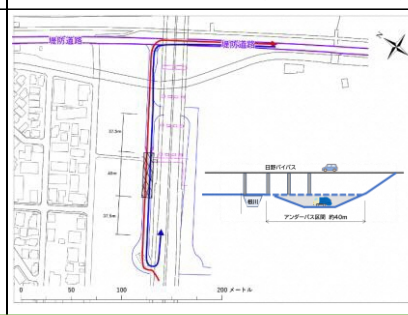
⑤-1 片側スロープ設置 ❌



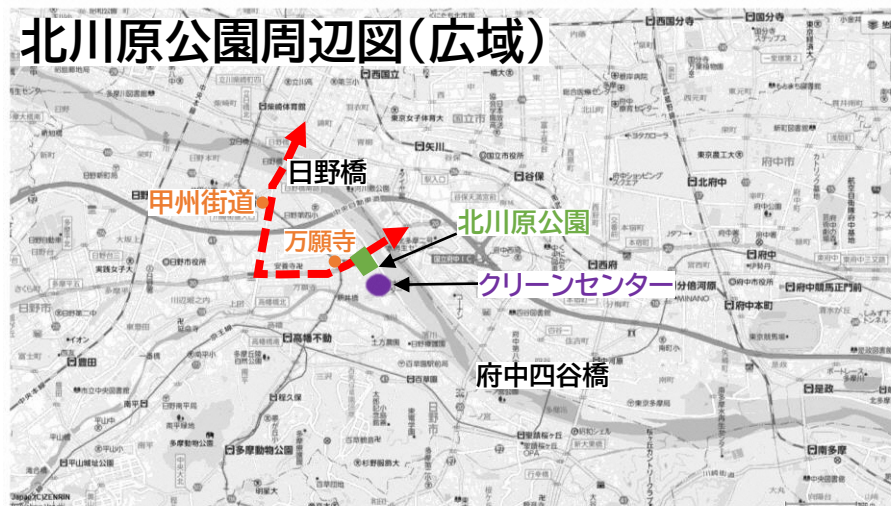
⑥ 公園内兼用工作物の設置 (覆蓋化)



⑦ 公園内兼用工作物の設置 (アンダーパス化)



搬入出口を集約して、公園周辺の道路も広域で利用する方策も合わせて検討



※片側スロープ案は、現在の案だと東電の鉄塔に当たり実現不可能な状態  
今後は北川原公園側にスロープを造る案として検討の候補とする

# 3-(2) 方策の選定について

## 選定するにあたっての留意事項

周辺4自治会代表のご意見を踏まえ、改めて解消策を検討するにあたっての留意事項を確認

### ① 費用負担など事業費について

どの程度までならお金をかけて行うことができるのか

### ② 浸水区域等、災害への対応について

過去の災害で浸水している場所で新規構造物が建てられるのか

### ③ ごみ収集車の通行による影響について

広範囲の道路を利用することに対して理解を得られるのか

### 第1回～第3回の検討会では、下記留意事項も確認

### ④ 河川区域、河川保全区域内での新たな構造物の築造について（河川法）

多摩川の治水に影響を及ぼすものを新規構造物設置が困難な場所に建てることになる。

### ⑤ 東電用地への影響について

北川原公園広場側に東電の鉄塔があるため、バイパス拡幅を行った際に新規構造物が当たる可能性がある。

### ⑥ 工事時の影響について

工事施工時に作業ヤードで使えなくなる部分が発生する。  
また工事時の収集車の搬入のために迂回路ルートが必要な場合がある。

### ⑦ 新規構造物整備後の周辺施設への影響について

新規構造物部分は公園利用できなくなる可能性がある。





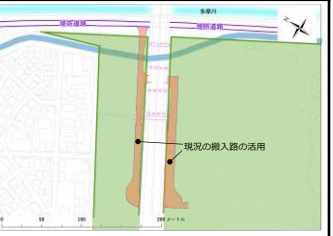
### ⑧ 都市計画変更について

新規構造物部分は公園利用できず公園面積の減少が発生する可能性がある。

# 3-(2) 方策の選定について

## ①費用負担など事業費について

### 各解消策(案)の工事費等

	片側パッカー車 エレベーター案	片側スロープ案	覆蓋化	アンダーパス	都市計画変更
イメージ 略図					
工事費等	約10億円	約20億円	約7~10億円	約7億円	新たな整備費用はなし

- ・ 新規構造物を設置する案は工事費が高額かつ維持管理費も必要になるため、どこまでコストをかけるのか
- ・ 周辺住民や全市民的な合意はどの程度の負担であれば得られるのか

# 3-(2) 方策の選定について

## ② 浸水区域等、災害への対応について

**想定される浸水深 (ランク区分) と目安**

10.0m	最上階も浸水するおそれがある区域
5.0m	2階の軒下までつかる程度
3.0m	2階床下までつかる程度
0.5m	1階床高、屋外で大人の膝までつかる程度

**《避難場所・避難所》**

	指定緊急避難場所
	指定避難所
	指定緊急避難場所・指定避難所
	予備的避難所
	震災時に使用
	風水害時に使用
	隣接市避難場所
	隣接市避難所
	隣接市避難場所・避難所

サイゼリヤ万願寺店付近 2019/10/12

新井地区センター付近 2019/10/13

日野市ハザードマップ(R5.3版)

令和元年10月12日台風19号時撮影(写真は自治会代表より提供)

浸水想定区域（過去に水害が発生）に配慮した提案ができるのか？

## 3-(2) 方策の選定について

### ③ごみ収集車の通行による影響について

第1回～第3回の議論で、

収集車の出入口を1か所に集約し、周辺道路を広域で利用というご意見あり

第3回検討会で、交通容量等に対しては問題はない旨を説明



#### 【過去 公園内の搬入路を提案した経緯】

- ・ **地域の住環境や安全性**の観点から、地元より以下の要望があった
    - ① なるべく市内をごみ収集車が通行しないように公園から出入りすること
    - ② 多摩川側からごみ収集車が出入りすること
- ⇒ **交通渋滞、排ガス等による環境への影響、狭あい道路への危険性を憂慮していた**





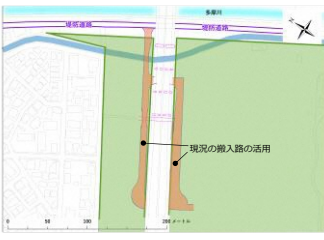


周辺地域への影響も踏まえ、周辺道路の広域利用を提案できるか



# 3-(2) 方策の選定について

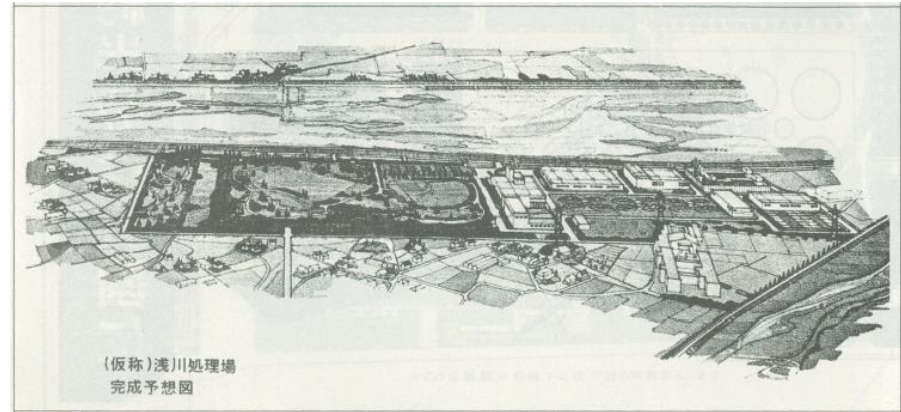
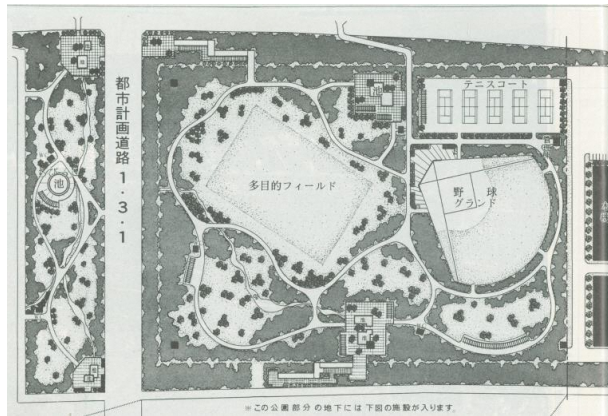
## 【参考】 これまでに残った方策と概要 (一覧)

	片側パッカー車 エレベーター案	片側スロープ案	覆蓋化	アンダーパス	都市計画変更
イメージ 略図					
工事費	約10億円	約20億円	約7~10億円	約7億円	なし 変更手続き等で500万円程度委託費が必要
災害への 対応	浸水後は施設全体の 再整備が必要	現状と変化なし	現状と変化なし	浸水後は施設全体の 再整備が必要	現状と変化なし
周辺への 影響	周辺道路を利用するため 住環境や安全性が懸念	周辺道路を利用するため 住環境や安全性が懸念	周辺道路を利用するため 住環境や安全性が懸念	周辺道路を利用するため 住環境や安全性が懸念	現状と変化なし
河川への 影響	河川敷に橋脚部が築造さ れ悪影響を及ぼす	河川敷に橋脚部が築造さ れ悪影響を及ぼす	なし	なし	なし
東電用地 への影響	なし	なし	なし	なし	なし
工事時の 影響	あり	あり	あり	あり	
整備後の 周辺施設へ の影響	北川原公園、グラウンド の利用可能な範囲が減少 する	北川原公園、グラウンド の利用可能な範囲が減少 する	なし	なし	なし
都市計画 変更	必要	必要	必要	必要	必要
	公園面積が減少	公園面積が減少	兼用工作物として認知されれば 変更不要になる可能性有	兼用工作物として認知されれば 変更不要になる可能性有	公園面積が減少
	小	公園減少面積			大

# 3-(2) 方策の選定について

## 都市計画変更案について

迷惑施設が隣接する地域に都市計画決定された北川原公園は  
実現すべき重要な都市施設という位置づけ



当時の広報ひの(S53.11.12)より抜粋

検討会としては…

仮に都市計画変更で違法状態を解消する場合、北川原公園として都市計画決定された歴史的経緯を踏まえると、単に減少した公園面積を補填する等の実務的観点ではなく、  
周辺住民にとって将来的な環境改善が図れるような取組を合わせて検討してはどうか？

(参考)国交省 第12版 都市計画運用指針(R5.12)(抜粋)

『都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。』

## 【周辺4自治会代表のご意見】

- ・今までは傍聴としての参加のみで、意見を言える場がなく  
不信感、不快感を抱かれている状況
- ・日野市は責任をもって違法性解消や合意形成に向けて進めていくべきだ



検討会内で、周辺4自治会代表の意見を伺いながら委員で議論を行い、  
解消策の選定を進める

(参考) 日野市北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会設置要領 (抜粋)

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、検討会において会議の議長となる。

3 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

選定した解消策を市へ答申後、周辺地域の合意形成は日野市が責任をもって実施する

